

令和4年度第2回 柏市史編さん委員会 次第

日時：令和5年1月18日（水）

午後1時30分

場所：柏市役所本庁舎5階 第1委員会室

1 開 会

2 生涯学習部長挨拶

3 報告事項

(1) 令和4年度の事業報告及び、令和5年度事業計画について

(2) 今後の柏市史編さん刊行計画について

4 そ の 他

5 閉 会

柏市史編さん委員会委員

令和4年4月1日現在

番号	選出区分	氏名	職等	新再の別及び回数
1	学識 経験者	たかはし みゆき 高橋 美由紀	立正大学教授 (近世史研究) 本委員長	再 6回
2	〃	うえやま かずお 上山 和雄	國學院大学名誉教授 兼横浜都市発展記念館長 (近代現代史研究) 副委員長	再 5回
3	〃	たかばやし なおき 高林 直樹	元聖徳大学教授 (近代史研究)	再 6回
4	〃	せき さとこ 関 恵子	古文書にみる柏歴史研究会員 (古文書写真資料整理)	再 4回
5	〃	よこやま けんじ 横山 謙次	元宮内庁書陵部修補師長 (古文書学)	再 1回
6	〃	ひらの あきお 平野 明夫	國學院大學兼任講師 駒澤大学非常勤講師 (中世近世史研究)	新
7	〃	わたなべ けんじ 渡邊 健二	旧吉田家住宅歴史公園園長 (考古学研究)	新
8	〃	うらひさ じゅんこ 浦久 淳子	柏歴史クラブ事務局長 (近代現代史研究)	新

任期：令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

職員名簿

番 号	職 等	氏 名
1	生涯学習部長	宮 島 浩 二
2	文化課長	田 口 大
3	同課 主幹	黒 須 雅 子
4	同課 主幹	小河原 博 志
5	同課 主任	池 亜 季

次第3 報告事項

- (1) 令和4年度の事業報告及び、令和5年度事業計画について

1 市史刊行事業

(1) (仮題)「柏市史(沼南通史編)」刊行企画業務

- 1月10日現在，本文部28名執筆者中10名校了。他の執筆者も現在最終稿のチェック中，回答待ち。1月中に全員校了予定。
- 現在，事務局では巻末部の対応中。（図版の著作物利用申請，出典・参考文献・協力者一覧等のリスト化。巻頭部口絵は決定・完了。）
- これら全てについて1月内をメドに校了。印刷製本を経て年度内完成・納品予定。
- 全700部中，執筆者や市史編さん委員会委員，協力者，協力機関等への無償頒布分は本年度末～来年度当初に配送予定。
- 有償頒布分については価格検討後，一般販売開始。（GW前後）
- 『沼南通史』完成記念講演会（講師2名程度）開催を来年度予定。

2 史料保存活用事業

(1) かしわ歴史写真整理・発信事業

- 出張版・歴史写真展（再展示の実施）

学制150周年記念歴史写真展「柏の学校1 小学校ができた」

- ・柏市民ギャラリー開催版（令和4年6月24日（金）～6月27日（火））の同展示内容を第2弾として，市内図書館各所に分散して同時開催。
- ・市民ギャラリー版は開催期，感染警戒期（第7波直前期）と異例の記録的猛暑が重なり，来場者数はあいにく振るわず。しかし展示内容自体は非常に良いと評価の声が大きく，またテーマ上，子連れのファミリー層等，従来弱みとしていた層の来場も今回は目立ったため，地域密着型で再展示に至ったもの。



(参考) 柏市民ギャラリー一日平均利用者数

R4 市民ギャラリー版 歴史写真展	コロナ前	
	一般催事	H30 歴史写真展
194 人	275 人	613 人

○期間：令和 4 年 10 月 4 日（火）～令和 5 年 1 月 31 日（火）

展示場所	展示対象校
図書館本館	柏第一・第二小
増尾分館	土小
田中分館	田中小
布施分館	富勢小
沼南分館	手賀西小・手賀東小・風早北部小・風早南部小



○広報かしわ・SNSを使って告知（上画面写真は例）。

○図書館職員へのヒアリングによると、「広報を見て来館したが展示場所がよく分からない」と、めったに来館利用しなかったと思われる市民の来館動機となったり，他の来館者もよく立ち止まって興味深そうに見ていると，やはり反応はよいとのこと。

○また 10 月 28 日，柏市富勢地区青少年健全育成推進協議会 14 名（大人 5 名・小学生 9 名）が同じく広報を見て布施分館に来館。域内の現在各小学校と南龍寺（江戸時代の現地寺子屋・富勢小発祥の地），将来通う中学校（富勢中）と合わせて地元探検ツアー

を実施。

(2) 史料保存技術向上のための研修

- 今夏，専門事業者が検査実施。（古文書）収蔵庫にて虫の死骸（侵入）の発見確認と，秋に報告あり。
- 可能性としては，寄贈資料が昨今急増したため，その中に混入していたと思われる。
- 死骸であったこと，今後寒期を迎えることから当面の外部侵入はほぼないと予想されたことから，防虫防カビの応急処置（機材設置）をしつつ，空調管理・清掃等もよりこまめに実施。
- 史料保存技術向上のため市史編さん担当職員が研修参加。
 - －7月22日：国立公文書館
 - －12月2日：千葉県史料保存活用連絡協議会（県文書館）

3 市史啓発事業

(1) 古文書講読会

- 令和3年度中止のため2年ぶりに開催。
- 令和4年9月11日（日）～令和4年11月6日（日）計6日間
- ラコルタ柏（旧柏市中央公民館） 集会室1・2・3
- 従前仕様：平日開催・沼南庁舎会場
 - 本年度より：日曜日開催・柏駅近会場
 - （学生・現役世代，また交通困難者でも利用しやすいものに）
- 全6回中5回以上受講された方を対象に，受講期間中のモチベーションアップと，達成感・スキルアップを形として実感できるよう，新たな試みとして修了証発行。
- 講師
 - 初級・中級コース 本市職員（4名）
 - 上級コース 中村勝先生・菅根幸裕先生（千葉経済大学教授）

単位：人	初級	中級	上級
申込者	25	23	21
6回延べ出席人数	98	112	115
修了証交付人数	14	18	18
修了証取得率	70%	85%	85%

(結果) 初心者コースにて、高校生や20～30代複数人とこれまでの古文書講読会では見られなかった層の受講生が参加。若年世代取り込みの可能性を実感できた。

引き続き多様な世代を取り込む工夫と、離脱率を下げる事前準備・配慮に努めていく。

(2) 市内歴史・文化財の啓発手法研究

- 本市と包括連携協定を締結している麗澤大学において、地域連携実習「若者に刺さる！柏ヒストリー・魅力発信プロモーション」の受講生募集開始（学生対象）。
- 学生がやがて社会人・研究者となる際、求められる「課題解決力」養成のための講座。
- よって市職員が講師として大学生に教えるものでなく、逆に「市や企業が抱える課題」について学生が、若者目線でコンサルティング・提案するもの。
- 11月、受講生1名あり（昨年度受講希望者ゼロ）。
- 課題「地元の歴史・文化財に対する興味関心や関わり（活動）はシニア世代がボリューム層であり、また歴史事業に賛同やニーズを寄せてくださるファン層のため、これまでどおり同世代のニーズ等を意識した取り組みは、主軸として進める必要あり。
ただしシニア世代・一部限定層だけではジリ貧化も明らか。学生や若年層、子育て世代等、多様な世代から新規取り込みも行わないと、歴史・文化財事業の促進どころか現状維持すら困難。」
- 仮説「一般学生・一般市民が寺社仏閣・〇〇城跡、〇〇邸等、歴史文化財資源を単品で見学、とんぼ返りというシーンは現実的ではない。」
- 仮説検証の視点「観光となると実際は、文化財資源とその近隣集客装置（グルメ・ショッピング・自然・温泉・レジャー施設等）がセットの観光周遊・時間消費。よってピンポイントではない線的・面的な、より実践的ワカモノ版「かしわ巡り」があるのであるとすれば、どんな組み合わせ・セットメニューが提案可能そうか？そのヒント・キーワードは？」
- 受講生・担当教授・文化課と合わせて研究中。本年度2月上旬に学生より研究成果発表予定。

1 市史刊行事業

(1)次期刊行計画(研究誌第 3 号)に向けた準備

○詳細は配布資料 2 のとおり

2 史料保存活用事業

(1) 文化財保存活用地域計画における具体事業の立案・準備

- ・計画承認後，創設を予定している同計画協議会での意見も踏まえながら，「市史編さん担当」としての事業設計。
例）本市小学校授業（学校・校区别）でのデジタル教材化・AR 化等。

(2) 柏市史料デジタルアーカイブの公開資料数拡充

- ・利用承諾・著作権移転・デジタル化・資料のサーバアップ化は随時進めているが，最後の Web 公開までには至っていないものも多い。令和 3 年のデジタルアーカイブ公開資料数約 1 万 2 千点から現在まで，数百点の微増に留まる。
- ・これは刊行・公開・広報当時と異なり，現代の価値観や社会通念上問題があったり，あるいは Web 公開という二次利用については承諾の意思確認を取れていない等，人権問題や知的財産権の観点による部分が多い。
- ・なお，社会的に資料のデジタルアーカイブ化が期待されて久しいが，全国各市・世界規模でも思った以上に公開数が伸び悩んでいるのは，技術的問題というより同理由によること（県内各市担当・システム会社ヒアリングより）。
- ・本市では国際的公開基準「クリエイティブコモン（CC0 1.0）」を準用した国立国会図書館デジタルコレクション・国立公文書館デジタルアーカイブ等の先進事例や，情報系及び歴史系有識者の指導助言を参考にしたり，大規模資料数所有者（参考引用・閲覧機会も大）からの権利確認を進める等，効率的に資料公開を加速したい。
- ・また，一般市民が史料名を直接手入力・名指しで Web 検索・閲

覧するという機会はほぼないと思われる。よって入り口となる、読み物としておもしろい郷土史コンテンツも拡充し、その深掘り・根拠資料として史料デジタルアーカイブにリンク誘導できるよう工夫を進める。

- ・一方、特に自治体は、視覚障害者や外国人、高齢者が音声自読み上げ機能等によりホームページを簡単に利用・情報収集できるよう、ホームページのWebアクセシビリティが義務化されている。目を引く凝ったデザイン性・演出性と、情報バリアフリー化の同時実現を引き続き留意していく。

(3) かしわ歴史写真整理・発信事業(予定)

- ・日 時：令和5年6月22日(木)～6月25日(日)4日間
- ・場 所：柏市民ギャラリー(柏市民パレット内)
- ・タイトル：「柏の学校Ⅱ 小学校ができた」
- ・特別協力：フォトアーカイブス柏

(4) 史料保存環境の向上

- ・防虫・防カビのための燻蒸実施，トラップや扉部のガードレール設置等予定。専門事業者による検査も継続実施。
- ・地震火災等の災害や盗難等有事に備え，複雑に絡み合う緒計画（柏市地域防災計画や危機管理基本計画，生涯学習部災害時活動マニュアル，文化課危機管理マニュアル等）における初期行動や優先的対応等の再点検を実施。マニュアルを前提としつつ，より機動的に史料を守る体制を平時のうちに確認・共有する。
- ・また，地震等の場合，職員は避難所運営や食料・医薬品確保等，市民の命・生活に直結する業務に従事するため，国立公文書館の史料復旧支援チームや千葉歴史・自然資料救済ネットワーク（県文書館窓口）等，外部専門機関との連携や関係性構築も検討していく。

3 市史啓発事業

(1)郷土資料展示室歴史企画展事業(予定)

(仮)「柏と千葉県誕生150年の歴史」

- ・ 近現代期の柏の成長において、要所要所で関わってきた千葉県。その関わりを交えながら柏の150年を市民に紹介するもの。
- ・ 市内4エリアいずれの発展にも県が寄与しており、市民にとっても身近な歴史の話として伝わりやすいと期待。

例) 小金牧開墾と土地所有闘争での仲裁—市内中央部・北部

県営軽便鉄道野田線（現東武アーバンパークライン）—南部

手賀沼の県営就航船「中秋丸」—東部

柏の葉キャンパス駅周辺の都市基盤整備—北部

- ・ 令和5年7月25日(火)より5か月程度展示予定。
- ・ 県主導の周年事業・大型PR活動に相乗りすることで、情報発信力を高め、来場者増を期待するもの。

以上

參考資料編

柏市史編さんの基本的な考え方　－市史編さん基本方針－

平成28年5月23日決定

1 策定の趣旨

この基本方針は、本市が市史編さん事業を行うに当たり、柏市第五次総合計画の基本構想で示された本市の将来都市像「未来へつづく先進住環境都市・柏～笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点～」の実現に向け、市史編さんの方向性を示すとともに、市史編さん事業の拠りどころとするために策定するものである。

2 市史編さんの定義

本基本方針にいう「市史編さん事業」の定義は次のとおりとする。

- (1) 市民全般・市内外に残る、柏市の歴史・文化・民俗・自然等に関連する資料全般を収集して系統的に解明・調査研究を加えて出版する。
- (2) 収集した歴史資料は本市及び市民の共有財産であり、本市を理解しよりよい「まちづくり」の基本資料として保存管理し、活用していく。

3 基本方針の期間

本基本方針の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じ事業内容の見直しを行う。なお、計画の実施に当たっては、基本計画・実施計画及び予算に反映させることにより、その実現を図るものとする。

4 市史編さん事業の目的

市史編さん事業の目的は次のとおりとする。

- (1) 近世・近代における行政の区分を超え、広い視野から柏の歴史的な位置を明らかにする。
- (2) 市民が地域理解を通じて愛郷心を高める基盤とし、継続的に市民自らが行うまちづくりに役立てる。
- (3) 新たに確認された歴史資料の検証を通して、柏の歴史や伝統文化を改めて見直すことにより、本市の発展及び文化の向上に資する。
- (4) 柏に関する古文書・考古資料・写真・金石史料・伝承等の有形・無形の歴史資料を整理・保存・管理し、後世に伝えるとともに、現在及び将来の活用を図る。

5 市史編さん事業の基本方針

市史は、次の基本方針に基づき編さんするものとする。

- (1) 既刊の『柏市史』『沼南町史』をはじめ、これまでの市内外の諸研究を参考とするとともに、各学問分野における最新の成果を盛り込み、生活する市民の視点から編さんする。
- (2) 旧沼南地区の通史の完成と、旧柏地区の増加した資料に基づく知見を含めた未刊行分の編集作業を市史刊行の二つの柱とする。
- (3) 広く市民に親しまれるよう、写真や図版を多く取り入れるほか、DVD等のメディア活用も考慮して、まちづくりや生涯学習、学校教育等で活用される市史を編さんする。
- (4) 歴史資料の検証に基づく、質の高い学術レベルに耐えうる記載内容を保ちながら、平易な文章で読みやすい市史を編さんする。
- (5) 本市は近現代に急速な都市化とともに大きく変貌を遂げ、開発に伴い関係資料の散逸が危惧されている。こうした状況を踏まえ、行政資料

を中心に早急な調査を実施する。

- (6) 編さんの過程で調査・収集した原資料，複写新聞記事などの2次資料は，将来に向けて収蔵庫で適正に保存・管理し，柏市郷土資料展示室等で広く市民に公開・閲覧して活用に努める。
- (7) 歴史資料は，市内外から広く収集し，有形のものだけでなく，伝承等無形のものにも配慮して収集する。
- (8) 歴史資料は柏市の発展過程を検証する基礎資料であり，「まちづくり」にも活用すべきことを踏まえ，将来における市民との情報共有に配慮した整理作業を行う。
- (9) これまでの合併の経過を踏まえ，柏の地域的・歴史的・文化的な特性を基にしながら編さんする。

6 市民協働

市史編さんに当たっては，市民参加による愛郷心昂揚の視点から，次の方針により市民協働を進めるものとする。

- (1) 市民による歴史資料整理ボランティアの活用を図る等，市民参加・参画の機会の拡大に努める。
- (2) 市民又は地域の方々，大学等と協働し，地域の歴史を掘り起こすことに努める。
- (3) 地域の研究団体や個人，学校等と連携し，市史編さん事業の普及に努めるとともに，次世代に向けた人材育成を図る。
- (4) 歴史講演会・市民講座・歴史散歩・古文書講読会等の事業を通して，郷土理解・地域の活性化により，市民の協働意識の醸成を図る。

7 市史の内容

今後刊行する市史は，通史1冊，史料集3冊の全4冊とする。

- (1) 〈通史〉 (仮称) 柏市史 (沼南町史通史編)
- (2) 〈資料集〉 ① 柏市史 (原始古代中世 考古資料)
② 柏市史 (史料編 花野井吉田家文書)
③ 柏市史 (近現代史料)

8 市史編さん刊行計画

- (1) 通史及び資料集の刊行計画は別表のとおりとする。
- (2) 刊行計画は，資料の収集状況や資料調査の進捗状況・財政状況等を勘案し，およそ3年後を目途に見直しを行うこととする。

9 頒布方法

市史の頒布に当たっては，市民が購入しやすい価格設定，方法となるよう努めるものとする。

10 付帯事業

- (1) 市史編さん事業の付帯事業として，市史編さん事業の市民への普及を図るための啓発書『歴史ガイドかしわ』（平成19年3月初版刊行，四六版248ページ，3,000部），学術研究に資する『市史研究』及び本市の近現代の発展を記録した『写真集』を刊行する。
- (2) 市史の市民への普及を図るため，歴史年表等の刊行について検討する。

11 その他

市史編さん事業を進めるに当たっては，この「基本的な考え方」の趣旨を広く市民に伝えるよう努めるものとする。

柏市史編さん委員会

○ 柏市史編さん委員会設置条例

昭和 42 年 10 月 2 日
条例第 35 号

(設置の目的)

第 1 条 本市の歴史的発展過程を系統的に解明し，もつて市勢発展と市民の愛郷心の昂揚をはかるため，市史の編さんを企図し，柏市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第 2 条 委員会は，市史の編さんに関する基本方針を定め，必要な資料の収集と研究を行ない編さん業務にあたる。

(組織)

第 3 条 委員会は，委員 10 人以内で構成し，学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員会に，委員長及び副委員長を置き，委員の互選によって定める。

3 委員長は，委員会を代表し，編さん業務を統理する。

4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，これを代理する。

(平 17 条例 40・一部改正)

(会議)

第 4 条 委員会の会議は，必要に応じて委員長が招集し，その議長となる。

(平 17 条例 40・全改)

(任期)

第 5 条 委員の任期は，2 年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(平 17 条例 40・一部改正)

(参与)

第 6 条 市史編さん上必要と認めるときは，専門的意見を徴し，又は執筆を求めるために参与を置くことができる。

2 参与は，学識経験者のうちから，市長が委嘱する。

3 参与の任期は，2 年とする。ただし，補欠の参与の任期は，前任者の残任期間とする。

(平 17 条例 40・一部改正)

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は，市長の定める機関に職員をおき，これを処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 40 号)

この条例は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

